



障害者手帳をお持ちの方へ

障害者手帳をお持ちの方は次のようなとき手続きが必要となります。

- ・氏名や住所の変更があったとき
- ・他市町村から大山町に転入したとき
大山町から他市町村へ転出したとき（転出先の市町村障がい福祉担当に相談してください）
- ・手帳を紛失もしくは破損したとき
- ・手帳所持者が亡くなったとき
- ・身体障害者手帳を取得してから10年経過したとき
※顔写真が古くなると本人確認が困難となるため、10年に1度再交付の手続きをおすすめします。
手続きには、印鑑・お持ちの身体障害者手帳・写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚が必要です。

各種助成制度があります。

【障害者医療費助成】

病院・薬局などで支払った自己負担分（保険適用分）の2分の1相当額を助成。

（食事療養費・室料などは対象外）

◆対象者（※次の項目にすべて該当する方）

- ①身体障害者手帳（3級～6級）・療育手帳（B判定）・精神障害者保健福祉手帳（2級～3級）のいずれかをお持ちの方
- ②18歳（18歳になった年度の3月31日までを除く）から69歳までの方
- ③所得税非課税の方

◆手続きに必要なもの

領収書（保険点数のわかるもの。レシートは不可）・印鑑・保険証・障害者手帳

【障害者通所・通院費助成】

通所・通院に必要な交通費の2分の1相当額を助成。（公的扶助の受給者は除く）

- ・在宅の障がい者が就労移行支援・就労継続支援を行う事業所などに通所する場合。
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの在宅の方が、当該精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合。

※町内の事業所・医療機関は、公共交通機関を利用した場合のみ対象となります。

※通所・通院に送迎サービス等を利用している場合や、通所に係る手当等を受けている場合は対象外です。

◆手続きに必要なもの

町指定の申請書（医療機関・事業所の証明が必要）

【人工透析患者通院費助成】

腎臓機能障害により人工透析療法を受けておられる在宅の方を対象に、人工透析通院に必要な交通費の2分の1相当額を助成。（公的扶助の受給者は除く）

※通院に送迎サービス等を利用している場合は対象外です。

◆手続きに必要なもの

町指定の申請書（医療機関の証明が必要）

制度改正により、令和3年7月分以降の交通費の申請については所得税課税者も対象となります。



手続き・問い合わせ先

- | | |
|-----------|---------------|
| 福祉介護課 | ☎0859-54-5207 |
| 中山支所総合窓口室 | ☎0858-58-6111 |
| 大山支所総合窓口室 | ☎0859-53-3311 |